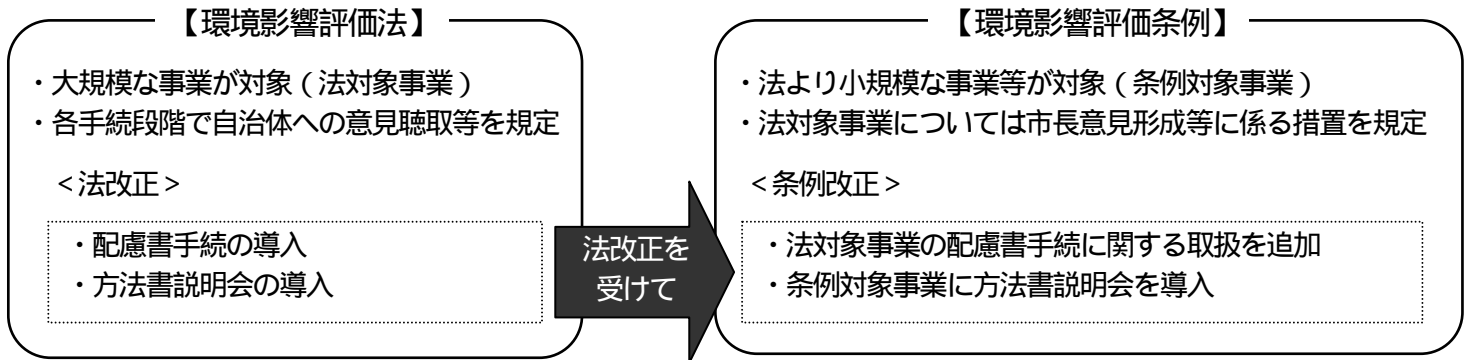


市第103号議案 横浜市環境影響評価条例の一部改正

1 条例改正の趣旨



2 条例改正の内容

(1) 法対象事業の配慮書手続における市長意見形成等の規定について

- ・法対象事業の配慮書手続の際に市長意見を述べるにあたり、横浜市環境影響評価審査会に意見を聴くことを追加

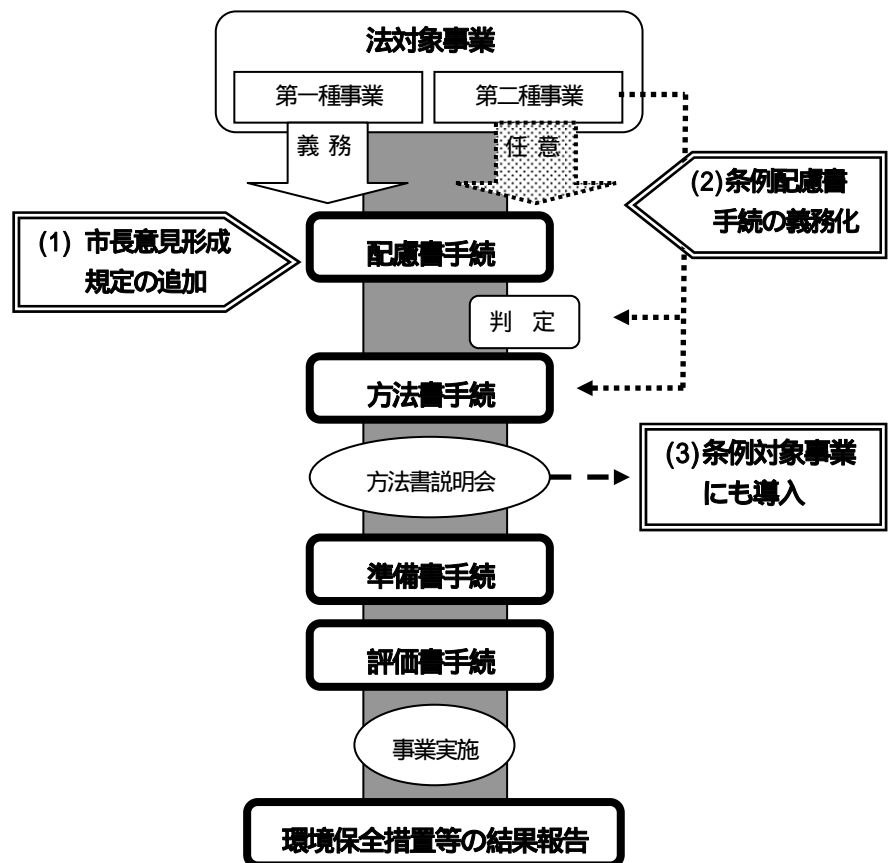
(2) 法対象事業の第二種事業者に対する、条例配慮書手続について

- ・第二種事業者が、法に基づく配慮書手続を実施しない場合、条例に基づく配慮書手続の義務化

(3) 条例対象事業における方法書説明会について

- ・法対象事業に方法書説明会の開催が義務化されたことを受け、条例対象事業にも導入

図：環境影響評価法の手続の流れ



3 条例の施行期日

平成25年4月1日（法対象事業に関わるもの）【2(1)(2)】

平成25年7月1日（条例対象事業に関わるもの）【2(3)】

- ・第一種事業：必ず環境アセスメントの手続を行うもの。
- ・第二種事業：第一種事業に準ずる規模で、環境アセスメントの要否を個別に判断するもの。

< 参考資料 >

法対象事業、条例対象事業の主な事業種と対象規模

事業種 ¹	法		条例	
	第1種事業	第2種事業	第1分類事業 ²	第2分類事業 ²
道路 高速自動車国道	すべて		全事業（改築のみ）	
首都高速道路	4車線以上のもの		全事業	
鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	全事業	
飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	全事業	
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	出力2万kW以上	出力1.5万kW～2万kW
廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha	面積2ha以上	面積1.5ha～2ha
埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積15ha以上	面積12ha～15ha
土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積40ha以上 （森林法に定められる森林の区域を10ha以上含む場合には20ha以上）	面積30ha～40ha （森林法に定められる森林の区域を7.5ha以上含む場合には15ha以上）
工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積10ha以上	面積7.5ha～10ha
流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積10ha以上	面積7.5ha～10ha
宅地の造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	市街化区域内15ha～20ha 市街化調整区域内7.5ha～10ha

- 1 事業種は、法の表記に合わせています。なお、上記事業種以外にも、法、条例で独自に定めている事業種があります。
- 2 第1分類事業：必ず環境アセスメントの手続を行うもの。
第2分類事業：第1分類事業に準ずる規模で、環境アセスメントの要否を個別に判断するもの。